

令和 2年 4月 1日

日本学生観光連盟会員、関係者各位

日本学生観光連盟執

第12 期代表 橋爪 秀征

課外活動上の安全に関する基本方針

日本学生観光連盟（以下、学観連）では、「実社会の観光場面で学習活動並びに社会貢献を行う」という団体理念に基づき、フィールドワークやインターンシップ等、観光地に赴いての活動を行っています。それに伴い、各登録団体ならびに各大学に対し、参加する学生の安全に対する意識向上や有事の際の対応について方針を示すことは、団体としての責務であると認識致しております。

当連盟は、危機管理体制構築の重要性を認識し、以下に課外活動上の安全に対する基本方針を掲載します。なお、本方針については、今後も各大学顧問等の指導を仰ぎながら適時更新して参ります。

1. 自己責任での行動計画確立と団体としてのフォロー

学観連では、大学の指導範囲を超え当連盟の活動に参加することは、基本的に学生の自己責任であると考えます。但し、様々な大学から学生を動員する団体である以上、最低限の安全保障や危機管理体制における統一基準を示すことは不可欠です。

この考えに基づき、執行部では、フィールドワークやインターンシップ等、遠方への外出を伴う活動を企画する際、以下の事を行います。

①注意事項の呼びかけ・承諾

- 1) 企画担当者は、どのようなことに留意して参加すべきかを十分に検討し、事前に参加希望者に対して周知を行います。
- 2) 参加希望者は、それらの事項を理解し、承諾した上で参加を認められます。
- 3) 未成年者が参加する場合、その時点で保護者の承諾を得ているものとみなします。

②必要に応じた保険加入の義務付け

- 1) 企画の実施においては、必要に応じて参加者に日帰り保険、国内旅行傷害保険等に参加して頂きます。

2) 加入の際は、事前に参加者に対し、保障の対象となる事項や保障金額等について担当者から十分な説明を行い、理解を深めます。

③インターンシップの実施にあたって

インターンシップの実施においては、上記事項の徹底に加え、以下の事を行います。

1) 企画担当者と受け入れ施設間での十分な確認調整

- ・プログラムの詳細把握
 - ・インターンシップ中の事故に対する責任の所在※、守秘義務等に関する覚書の取り交わし
- ※極端に危険な受け入れ先への派遣や、執行部・受け入れ先が実施にあたって行うべき指導を行っていなかった等の過失が認められない限り、就業中の学生の怪我等は基本的に学生自身の責任とします。

2) 企画担当者と参加者間での十分な意志疎通

- ・企画担当者は参加者への密な連絡・確認を行い、詳細なプログラムや各種必要書類について正確に伝えます。また、一方的な連絡に留まらず、受け入れ施設への取り次ぎ役として参加者からの問い合わせに随時応じる体制を整えます。
- ・参加者の加入を義務付ける国内旅行傷害保険とは別に、想定されうる事態（例：受け入れ施設の備品を壊してしまった、第三者に怪我を負わせてしまった等）に備え、任意加入の保険（個人賠償責任保険）を紹介し、参加者自身の判断において加入して頂きます。

2. 有事の際の対応

課外活動中に予期せぬ事態が発生した際、執行部では以下の対応を取ります。

- 1) 直ちに関係者間で事実確認を行います。確認次第、速やかに学観連顧問・登録団体顧問に向けて状況を報告し、指示を仰ぎます。
- 2) 学生が被災する事故や、学生の行為による損害に関しては、基本的に保険で対応します。
- 3) 原因究明、企画段階の問題点精査等を行い、再発防止に向け危機管理体制の見直しを行います。
- 4) 上記の事項を報告書にまとめ、再度各登録団体に向けて報告を行います。

以上